

就学支援制度について

この制度は、経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、国と町が学用品費、学校給食費等を援助し義務教育の円滑な実施を図る事を目的に行っております。補助額については、毎年度文部科学大臣が定める額を参考に決定しております。

なお、教育委員会では児童生徒就学援助要項を定め、受給者の認定を行っております。

1. 対象となる世帯

- ①要保護世帯 ・生活保護（教育扶助）を受給している世帯。
 - ②準要保護世帯 ・前年度及び当該年度の生活保護の停止又は廃止となった世帯。
・世帯員の年収（給与収入・公的給付金・資産の金銭換算分を含む）の合計が生活保護法基準を100とした場合、130以下の世帯。
- ※申請後に民生委員に意見を求める場合もあります。

2. 対象となる経費

- ①学用品等 ・学校用品、通学用品、新入学児童生徒学用品、通学費、修学旅行及び校外活動費。
- ②医療費 ・学校保健法施行令第7条に定める疾病に係る医療費。
- ③学校給食費 ・学校で実施する年間給食費。

3. 対象者認定の計算例

- ・家族構成 3人（母親1人 小学生1人 乳幼児1人）
 - ・年収額 1,800,000円（児童扶養手当受給分も含む）
 - ・生活保護法による算出基準額 ①1,686,240円
 - ・受給資格となる算出年収額 ②2,192,112円（①× $\frac{130}{100}$ ）
- ※年収額が受給資格となる算出年収額以下ですので受給対象になります。
※上記はあくまで例ですので、家族構成、所得状況によって異なります。

各制度に関する案内を各学校から児童生徒に配布します。案内をご覧のうえ、補助を受けようとする方は、就学援助費受給申請書を**3月14日まで**に学校長に提出してください。

詳しくは、教育委員会又は各学校までお問い合わせください。

- お問い合わせ ・関小学校 ☎37-2320
- ・湯原小学校 ☎37-3125
- ・七ヶ宿中学校 ☎37-2360
- ・教育委員会 ☎37-2112 担当：津川



除雪ボランティア大活躍

◎NNスノーバスターズ湯原地区で除雪作業

2月1日、宮城県大河原地方振興事務所職員らで作るボランティア「NNスノーバスターズ」の42名が5班に分かれ、地区住民の指導を受けながら湯原地区の高齢者宅の除排雪作業に汗を流して頂きました。NNスノーバスターズは、平成18年豪雪時に結成され、昨年に続き今年で6回目の活動となりました。

雪による生活が困難な高齢者と七ヶ宿町に心を寄せて頂いていることの一日でした。

◎千年塾職員除雪ボランティア活動

1月に東北福祉大学千年塾の職員2名が、大雪で埋もれた町内全域の消火栓や防火水槽の除排雪ボランティア作業に取り組みました。連日の降雪に除雪が追いつかない時の支援は、万一の消火活動だけでなく、日常生活の安全と安心の面からも感謝の作業となりました。

こうした、県職員や千年塾職員のほかにも多くの皆様の支援で町の日常が保たれている事は、過疎、少子高齢化に悩む本町の大きな応援団となっています。



鈴木さん（左）、横塚さん（右）

全校合同クロスカントリー教室

2月3日、町内小中学校合同のクロカン教室が七ヶ宿スキー場で行われました。

例年関小学校で行われているクロスカントリー教室に、今年は七ヶ宿中学校と湯原小学校も参加し、町内の学校全体での取り組みとなりました。

スキーに関してはベテランの児童・生徒達ですが、クロスカントリーは勝手が違うようで、経験の浅い児童は何度も転びながら練習していました。

